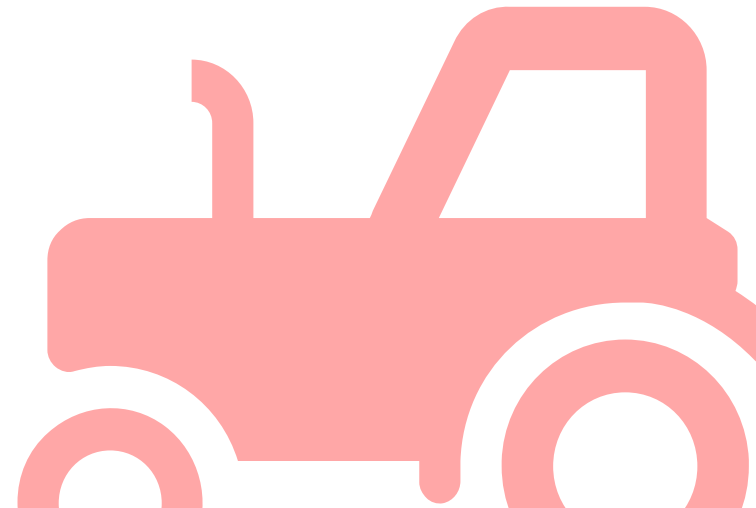


豊川市担い手育成総合支援事業費補助金



補助事業の対象となる取組み

(1) 農業機械・生産資材の導入、施設の改修・修繕

→ 税抜き事業費20万円以上が対象

(2) 規模拡大に伴う施設の新設、改修、修繕

→ 税抜き事業費30万円以上が対象

※ 単純更新（買替え） も対象となります。

補助対象者

事業年度の4月1日時点で以下のいずれかに該当すること。

① **認定新規就農者**

（認定見込み、認定期限終了後3年以内の者を含む）

② **就農塾、就農インターン制度の修了者**

（修了見込み、修了後5年以内の者を含む）

③ **直近の年間農業販売金額 800万円以上の農業者**

年間農業販売金額の確認方法

○個人の場合

青色申告決算書 損益計算書科目 ①販売金額

○法人の場合

決算書 損益計算書科目 売上高

補助率、補助上限額

対象者①	認定新規就農者関係	1/2 以内
対象者②	就農塾、就農インターン制度修了者関係	
対象者③	販売金額800万円以上のうち認定農業者	
対象者③	販売金額800万円以上のうち認定農業者以外	1/3 以内

補助上限額

- (1) 農業機械や生産資材の導入、施設の改修・修繕 >>> 上限 20 万円
- (2) 規模拡大に伴う施設の新設・改修・修繕 >>>>>> 上限 30 万円

成果目標

以下のいずれかから選択します。

☐ 販売金額又は収量の向上

☐ 経費の削減

☐ 化石燃料等の削減

☐ 農作業の効率化

☐ 生産環境又は労働環境の改善

☐ その他生産性の向上

☐ 経営の維持

※事業実施後に報告があります（1回のみ）。

補助金の流れ

- Step 0 >>> 要望調査申込 → 採択可否の通知
- Step 1 >>> 補助金の交付申請 → 交付決定通知
- Step 2 >>> 発注 (※交付決定前の発注は対象外)
- Step 3 >>> 完了 (納品、竣工、事業費支払い)
- Step 4 >>> 事業の実績報告 → 補助金額の確定通知
- Step 5 >>> 協議会から農家へ補助金の支払い

要望調査の概要

申込期間 ■ 令和7年6月2日（月）～6月23日（月）

申込方法 ■ 「調査申込書」を農務課窓口へ

※来庁前に、必ず電話連絡してください。

予算規模 ■ 予算5件程度（事業費により変動します。）

採択方法 ■ ポイント上位者から採択

→後ほど詳しく説明します。

調査申込詳細

「調査申込書」は、豊川市ホームページから取得できます。

- (1) 調査申込書の「**1 基本情報**」を記載
- (2) **直近の青色申告決算書損益計算書**ページの写しを用意
- (3) **見積書**の写しを用意
- (4) 市農務課（0533-89-2138）へ連絡
- (5) (1)～(3)を提出 ※窓口で簡単な聞取りがあります。

※別途、ポイント算出に係る書類の提出を求めることがあります。

ポイント算出の説明

- 1 区分ポイント
- 2 加算ポイント
- 3 経営ポイント

の三項目でポイントを算出し、合算します。

1 区分ポイント

項目		ポイント
対象者 ①	認定新規就農者 経営継承以外	10
	認定新規就農者 経営継承	8
対象者 ②	とよかわ就農塾等修了者 経営継承以外	7
	とよかわ就農塾等修了者 経営継承	5
対象者 ③	販売金額800万円以上 認定農業者	6
	販売金額800万円以上 認定農業者以外	3

2 加算ポイント

項目	ポイント
報告期間中の国、県の補助事業がない ※経営開始資金・就農準備資金等の新規就農関係の資金事業を除く。 ※ <u>販売金額800万円以上の対象者は、1ポイント減ずる。</u> ※当該年度に他の補助金を活用する場合も報告期間中とする。	4 (又は3)
経営面積の規模拡大に伴う 施設の新設・改修・修繕の取組み	3
買替え・規模拡大を伴わない修繕ではない	2

2 加算ポイント（つづき）

項目	ポイント
中古機械等や中古施設資材を活用した取組み	1
収入保険制度・その他類似制度に加入している ※農機具や施設に係る共済制度を除く	1
農業版BCPを作成している ※調査期間中に作成する場合も可	1
農業経営士・青年農業士・農村生活アドバイザー・豊川4Hクラブに所属している又はしていたことがある	2

3 経営ポイント

項目 ※当該項目の詳細はホームページまたは市農務課へ		ポイント											
年齢ポイント（10－年齢十の位）		～10											
販売金額・所得金額ポイント ※経営継承ではない新規就農者以外の者は、販売金額2,400万円程度、 所得金額480万円程度の者がMAXポイントとなるように設定。 ※金額に応じてポイント算出し、販売か所得どちらか高い方を採用。		～10											
経験年数ポイント（農業所得確定申告回数に応じる） ※新規就農者のうち、経営継承以外の者が対象。		左表											
<table><tr><td>農業所得に係る確定申告回数（回）</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>ポイント</td><td>9</td><td>7</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td></tr></table>			農業所得に係る確定申告回数（回）	0	1	2	3	4	ポイント	9	7	5	3
農業所得に係る確定申告回数（回）	0	1	2	3	4								
ポイント	9	7	5	3	1								

3 経営ポイント（補足：所得金額の確認方法）

○個人の場合

青色申告決算書 損益計算書科目 ③⑥差引金額

○法人の場合

決算書 損益計算書科目

税引前当期純利益＋役員報酬

3 経営ポイント（補足：販売金額・所得金額ポイント）

○認定新規就農者（経営継承以外）・とよかわ就農塾等修了者（経営継承以外）

販売金額（万円）	～125	～250	～375	～500	～625	～750	～875	～1,000	～1,125	～1,250	～
ポイント	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10

所得金額（万円）	～25	～50	～75	～100	～125	～150	～175	～200	～225	～250	～
ポイント	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10

○上記以外の者

販売金額（万円）	～400	～800	～1,200	～1,600	～2,000	～2,400	～2,800	～3,200	～3,600	～4,000	～
ポイント	1	2	4	6	8	10	9	8	7	6	5

所得金額（万円）	～80	～160	～240	～320	～400	～480	～560	～640	～720	～800	～
ポイント	1	2	4	6	8	10	9	8	7	6	5

説明は以上です。

再掲

- 申込期間 6/2～6/23
- 施設の修繕や買替えも対象
- 予算規模に限りがあるためポイントにより
新規就農者・国補助未活用者・発展的取組
が優先される